

第2期北海道自転車利活用推進計画

◆主な経過

- 社会環境の変化に伴い、自転車の果たす役割は大きく変化
- H29.5「自転車活用推進法」施行⇒自転車活用促進の取組加速
- H30.4「北海道自転車条例」施行⇒自転車活用等を総合的に推進
- H31.3「北海道自転車利活用推進計画」策定⇒条例の理念を実現
- R3.3「**第2期北海道自転車利活用推進計画**」策定
⇒ **更なるステップアップに向け自転車関連施策を一層強化**

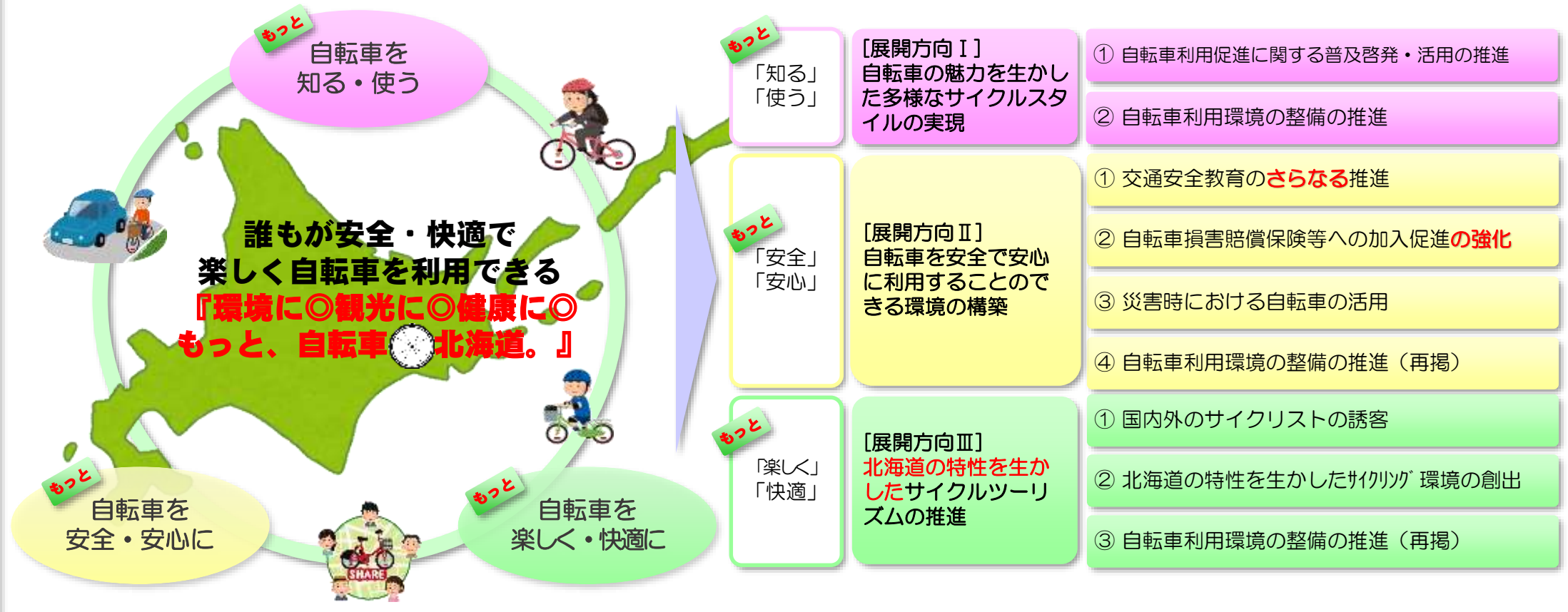
◆推進期間

改定時（2021.3）から**2025年度まで**

◆自転車を取り巻く環境

- 自転車利用の現状：自転車の日常利用は全国平均以下、自転車の活用は、環境負荷低減だけでなく、3つの密を避けながら気軽に利用することができ健康増進に効果的
- 自転車の安全利用：ヘルメット着用率及び自転車損害賠償保険の加入率が全国平均を下回っている、自転車対歩行者の事故件数は増加傾向、関係者から走行環境の安全性の向上を求める声があがっている
- サイクルツーリズム：8つのルート協議会のサイクルルートが、国のモデルルートに位置づけ

◆北海道のめざす姿





自転車利活用のさらなるステップアップに向けた課題

(1) 自転車利用の魅力・利点のさらなる理解促進

- 北海道での日常における交通手段としての自転車の利用は全国平均を下回る
- 自転車保有台数も全国で40位
- 自転車の活用は、環境負荷低減だけでなく、交通渋滞緩和や公共交通を補完等にも寄与
- 3つの密を避けながら気軽に利用することのできる自転車は健康増進に効果的

(2) 安全利用・利用環境整備のさらなる推進

- 道民の約3割が条例でのヘルメット着用及び保険加入の努力義務を認知
- 北海道のヘルメット着用率及び自転車損害賠償保険の加入率が全国平均を下回っている
- 自転車対歩行者の事故件数は増加傾向
- 関係者から走行環境の安全性の向上を求める声があがっている

(3) サイクルツーリズムの進展

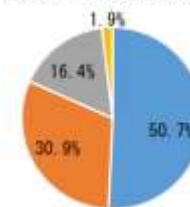
- 8つのルート協議会（1団体調整中）のサイクルルートが、国のモデルルートに位置づけ
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、多くのサイクルイベントやツアーが中止になるなど、その動向に注視していく必要がある

もっと自転車の魅力や利点を知り、より生活の中で使っていけるように、幅広い世代で自転車活用についての理解をより一層深めていくことは重要

SDGsの趣旨を踏まえながら、**環境負荷低減**や**健康増進**といった自転車のもつ利点がゴールの達成に資する取組として、さらなる自転車利用についての**理解促進**が重要



道民（自転車利用者）の自転車損害賠償保険加入率



・加入している ・加入していない ・わからない ・無回答

安全な利用環境整備のさらなる推進が求められている

北海道の地域特性を踏まえたサイクリストの**受入環境づくり**を進めることは重要

オンロードとオフロードの双方をより活用した**サイクルツーリズム**の推進を図ることも重要

第2期計画の方向性

・展開方向等の骨格を踏襲しつつ、更なるステップアップに向けた**自転車関連施策を一層強化**

主な内容

推進期間	2025年度 まで (国に準じた推進期間)		
めざす姿	「環境に◎観光に◎健康に◎ もっと、自転車北海道。」		
視点・展開方向	「もっと、自転車を知る・使う」 自転車の魅力を生かした多様なサイクリスタイルの実現	「もっと、自転車を安全・安心に」 自転車を安全で安心に利用することのできる環境の構築	「もっと、自転車を楽しく・快適に」 北海道の特性を生かしたサイクルツーリズムの推進
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 生活利用やスポーツライド等における自転車の正しい知識(SDGsの推進に資するといった自転車のもつメリットを含む)や適切な利用の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車利用者及び同乗幼児におけるヘルメット着用の働きかけ強化 損害保険事業者等と連携した自転車損害賠償保険等の加入促進の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 広域的サイクルルートへの検討及び整備 マウンテンバイクなどを活用したトレイル利用の環境整備に向けた検討 など
主な施策	自転車利用に携わる関係者の幅広い連携による普及啓発	官民連携による安全利用促進	道内の魅力的なサイクルルート等の拠点整備や人材育成等を実施

取組のさらなる推進に向けて

- | | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 市町村における計画策定(NW含む)の推進 「もっと、自転車北海道。」ロゴ&キャッチフレーズの活用 周知啓発イベント等の連携 | <ul style="list-style-type: none"> ヘルメット着用&保険加入促進に向けた連携した取組 安全教育イベント等の連携 災害時における自転車活用の検討 | <ul style="list-style-type: none"> 道内サイクルルートの関係者が連携した積極的PR 計画に基づく利用環境整備の推進 トレイル利用に係る検討 |
|---|---|---|



北海道自転車利活用推進計画

◆趣旨

- 社会環境の変化に伴い、自転車の果たす役割は大きく変化
- H29.5「自転車活用推進法」施行⇒自転車活用促進の取組加速
- H30.4「北海道自転車条例」施行⇒自転車活用等を総合的に推進

自活法10条に基づく都道府県自転車活用推進計画として策定し、
北海道自転車条例が掲げる理念を実現

◆推進期間

策定時（2019.3）から2020年度まで ⇒ 昨年度 第2期計画を検討

◆自転車を取り巻く環境

- 自転車利用の現状：日常生活での利用交通手段は、自家用車の移動が大半、自転車利用は1割程度
健康志向の高まりなど、利用目的が多様化
- 自転車の安全利用：全交通事故件数に占める自転車関連事故の構成比は横ばい傾向（約20%前後）
自転車事故をめぐる損害賠償は高額化
- 自転車の走行環境：安全で快適な自転車利用環境創出のため、歩行者と分離された自転車通行空間の整備推進
- サイクルツーリズム：地域活性化の新たな取組として全国各地で展開

◆北海道のめざす姿

